令和8年 一級建築士 合格目標 TAC 法改正セミナー

1	建築基準法 ・・・・・・・・・・ 1
1	防火区画等に係る内装制限の緩和 ・・・・・・・・・・・・ 1
2	小屋裏隔壁に係る制限の緩和 2
3	無窓居室の判定基準の見直し
4	防煙壁として扱うことのできる対象の拡大 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
5	自然排煙口に係る建築材料規制の緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
6	避難上及び消火上必要な敷地内の通路の見直し ・・・・・・・・ 5
7	既存不適格建築物に対する制限の緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
8	建築基準法の規制対象とするエレベーター、小荷物専用昇降機の範囲の見直し ・・・ 7
2	建設業法8
3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法) ・・・・ 9
n	便所に係る義務基準及び誘導基準の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	駐車場に係る義務基準及び誘導基準の見直し ····································
2	劇場等の客席に係る義務基準の新設及び誘導基準の見直し
J	劇物寺の各角にはる我的至年の利政及の助等至年の兄直の・・・・・・・・・・・・・・・13
葵	#築基準 係法令集 「保法令集
	工夫が満載! 見やすさ ぶっちぎり!! *3法人(紀伊國屋書店・丸善ジュング常書店・TSUTAYA) POS売上データを基に弊社にて集計<2024年11月~2025年6月>



1 建築基準法

旧

1 防火区画等に係る内装制限の緩和

施行日:令和7年11月1日

防火区画(面積区画・高層区画・竪穴区画・異種用途区画)には、多くの緩和措置が存在します。その中には、内装の仕上げ及び下地を不燃材料又は準不燃材料とすることで使える緩和措置が多いです。したがって、仕上げや下地に木材を使用する場合には、これらの緩和措置を受けることができませんでした。

そこで、**法改正**により、国土交通大臣が定める基準に従い、これに**準ずる措置**を講じる場合、緩和措置を受けることができるようになりました。改正された緩和は、**高層区** 画や**竪穴区**画に使える緩和措置です。

緩和措置の口	法文	
高層区画	200㎡区画への緩和(原則、準不燃)	令112条8項
	500㎡区画への緩和(原則、不燃)	令112条9項
竪穴区画 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜 きの緩和 (原則、不燃)		令112条11項一号
	複数の竪穴区画が接する場合の緩和(原則、準不燃)	令112条14項一号

建築基準法施行令112条8項(防火区画) ※9項、11項一号、14項一号も同様

8 前項の建築物の部分で、当該部分の壁(床面からの高さが1.2m以下の部分を除く。次項及び第14項第一号において同じ。)及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。)の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造ったものは、特定防火設備以外の法第2条第九号の二口に規定する防火設備で区画する場合を除き、前項の規定にかかわらず、床面積の合計200㎡以内ごとに区画すれば足りる。



8 前項の建築物の部分で、<u>国土交通大臣が定める基準に従い、</u>当該部分の壁(床面からの高さが1.2m以下の部分を除く。次項及び第14項第一号において同じ。)及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。)の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造ること<u>その他これに準ずる措置が講じられ</u>たものは、特定防火設備以外の法第2条第九号の二口に規定する防火設備で区画する場合を除き、前項の規定にかかわらず、床面積の合計200㎡以内ごとに区画すれば足りる。

予想問題

1. 法第61条第1項の規定により主要構造部を準耐火構造(1時間準耐火基準に 適合するもの)とした体育館で、天井及び壁の室内に面する部分の仕上げを 所定の準不燃材料に準ずる措置が講じられた木材とする場合、床面積の合計 1,000㎡以内ごとに防火区画しなくてもよい。

【解説】

1. 誤り。今回の緩和措置の追加は、高層区画と竪穴区画のみが対象である。設 問は、令112条6項一号により、面積区画の緩和措置であるため、準不燃材 料に準ずる措置が講じられた場合であっても、防火区画しなければならない。

2 小屋裏隔壁に係る制限の緩和

施行日:令和7年11月1日

建築面積が300㎡を超える建築物の小屋組が木造である場合においては、小屋裏の隔壁等を設ける必要があります。これを適用除外するものとして、従来から3つあった緩和措置に加えて、新たに緩和措置が新設されました。



法改正により、仕上げ及び排煙設備について避難上及び防火上

支障がないものとして所定の基準を満たした建築物については、小屋裏の隔壁等の設置が不要となりました。

建築基準法施行令114条3項三号(建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁)

- 3 建築面積が300㎡を超える建築物の小屋組が木造である場合においては、小屋裏の直下の天井の全部を強化天井とするか、又は桁行間隔12m以内ごとに小屋裏(準耐火構造の隔壁で区画されている小屋裏の部分で、当該部分の直下の天井が強化天井であるものを除く。)に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。
- 一 法第2条第九号の二イに掲げる基準に適合する建築物
- 二 第115条の2第1項第七号に掲げる基準に適合する建築物

新設

- 三 その各室及び各通路(避難上及び延焼防止上支障がないものとして国土交通大臣が定める室及び通路を除く。)について、壁(床面からの高さが1.2m以下の部分を除く。)及び天井(天井がない場合においては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除き、天井がない場合においては小屋組を含む。)の仕上げ、排煙設備の設置の状況及び構造その他の事項に関し避難上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する建築物
- 四 その周辺地域が農業上の利用に供され、又はこれと同様の状況にあって、その構造及び 用途並びに周囲の状況に関し避難上及び延焼防止上支障がないものとして国土交通大臣 が定める基準に適合する畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場の上家

3 無窓居室の判定基準の見直し

新

施行日:令和7年11月1日

改正前は、排煙上の無窓居室の判定に用いる排煙口の面積については、「天井又は天井から下方80cm以内の距離にある部分」とされ、すべての建築物で一律でした。

法改正により、排煙口の面積を一律に決めるのではなく、「排煙口及び給気口の設置 位置及び性能に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した割合の面積」となりま した。これにより、計画によっては、従来よりも排煙の無窓居室の判定を有利に進める ことができます。

建築基準法施行令116条の2第1項二号 (窓その他の開口部を有しない居室等)

旧 二 開放できる部分(天井又は天井から下方80cm以内の距離にある部分に限る。)の面積の合計が、当該居室の床面積の1/50以上のもの



二 開放できる部分(天井又は<u>壁</u>(床面から天井までの垂直距離に応じて**国土交通大臣が定める部分**に限る。)にある部分に限る。)の面積の合計が、当該居室の床面積の1/50_(火災時に生ずる煙を有効に排出することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる給気口及び排気口を有する場合にあっては、給気口の開口面積、排気口の高さ及び居室の床面積に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した割合)以上のもの

「国土交通大臣が定める部分」は、今後公布される告示により次のように定められる 予定です。

壁における床面から天井までの垂直距離に応じて国土交通大臣が定める**開放できる部分**について、居室の床面から天井までの垂直距離に応じ、下記のとおり規定することとする。

- ① 床面から天井までの垂直距離が2.6m以下の場合 天井から下方80cm以内の距離にある部分(現行の施行令の規定と同様)
- ② 床面から天井までの垂直距離が2.6mを超える場合 床面から1.8m以上の高さの距離にある部分

4 防煙壁として扱うことのできる対象の拡大

施行日:令和7年11月1日

改正前は、防煙壁は不燃材料で造り、又は覆われたものとしなければなりませんでし た。したがって、不燃材料ではない木材などを防煙壁に用いることができませんでした。 法改正により、所定の条件を満たした準耐火構造も防煙壁として用いることができる ようになります。これによって、木材も防煙壁として用いることができるようになりま した。

建築基準法施行令126条の2第1項(設置)

(前文省略)

間仕切壁、天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上に煙の流動を 妨げる効力のあるもので不燃材料で造り、又は覆われたもの(以下「防煙壁」という。) (後文省略)



(前文省略)

間仕切壁、天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁又ははりその他これらと同等以上に煙 の流動を妨げる効力のあるもので、準耐火構造であるもの(その下端から床面までの垂直距 離が居室の床面積に応じ国土交通大臣の定める距離以上であるものに限る。)又は不燃材料 で造り、若しくは覆われたもの(以下「防煙壁」という。)

(後文省略)

5 自然排煙口に係る建築材料規制の緩和

施行日:令和7年11月1日

改正前は、排煙口等は自然排煙、機械排煙を問わず、不燃材料で造る必要がありました。 法改正により、不燃材料で造る必要がある排煙口は、排煙機を設ける機械排煙に限定 されました。これによって、自然排煙の場合は、排煙口等を不燃材料で造る必要がなく なりました。

建築基準法施行令126条の3第1項二号(構造)

二 排煙設備の排煙口、風道その他煙に接する部分は、不燃材料で造ること。 旧



新 二 排煙機を設ける排煙設備の排煙口、風道その他煙に接する部分は、不燃材料で造ること。

6 避難上及び消火上必要な敷地内の通路の見直し

施行日:令和7年11月1日

改正前は、延べ面積が1,000㎡を超える大規模な木造建築物等には、原則として、その周囲に幅員3m以上の敷地内の通路を設ける必要がありました。この適用については、緩和措置はありませんでした。

法改正により、道路に面する部分の他、避難上及び消火上支障がない部分の周囲には 通路の設置を不要とすることができるようになりました。

建築基準法施行令128条の2第1項(大規模な木造等の建築物の敷地内における通路)

(前文省略)

その周囲(道に接する部分を除く。)に幅員が3m以上の通路を設けなければならない。た 旧 だし、延べ面積が3,000㎡以下の場合における隣地境界線に接する部分の通路は、その幅員を1.5m以上とすることができる。

(後文省略)



(前文省略)

その周囲<u>(道に接する部分その他避難上及び消火上支障がないものとして国土交通大臣が定断る部分を除く。)</u>に避難上及び消火上有効なものとして国土交通大臣が定める基準に適合する通路を設けなければならない。

(後文省略)

7 既存不適格建築物に対する制限の緩和

施行日:令和7年11月1日

建築物に対して大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合には、原則として、現行の規定に適合させる必要があります。しかし、所定の基準を満たした場合には、現行の規定に適合させる必要がなくなる緩和措置があります。

法改正により、大規模の修繕又は大規模の模様替の緩和措置が数多く追加されました。 主な内容としては、屋根、外壁、軒裏の防耐火性能に関する緩和措置が追加されます。

建築基準法施行令137条の12第2項~6項(大規模の修繕又は大規模の模様替)

- 2 法第3条第2項の規定により法第22条第1項又は法第62条の規定の適用を受けない建築物についての法第86条の7第1項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における**屋根以外**の部分に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替とする。
- 3 法第3条第2項の規定により法第23条の規定の適用を受けない建築物についての法第 86条の7第1項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、 当該建築物における**外壁以外**の部分に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替とす る。
- 4 法第3条第2項の規定により法第25条(外壁(延焼のおそれのある部分に限る。以下この項において同じ。)に係る部分に限る。)の規定の適用を受けない木造建築物等についての法第86条の7第1項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該木造建築物等における外壁以外の部分に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替とする。
- 5 法第3条第2項の規定により法第25条(軒裏(延焼のおそれのある部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定の適用を受けない木造建築物等についての法第86条の7第1項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該木造建築物等における屋根及び外壁以外の部分に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替とする。
- 6 法第3条第2項の規定により法第25条(屋根に係る部分に限る。)の規定の適用を受けない木造建築物等についての法第86条の7第1項の政令で定める範囲は、大規模の修繕 又は大規模の模様替については、当該木造建築物等における屋根以外の部分に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替とする。

<参考>

法86条の7第1項

第3条第2項の規定により○○**の規定**の適用を受けない建築物について**政令で定める範囲内**において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、これらの規定(○ の規定)は、適用しない。

新設

8 建築基準法の規制対象とするエレベーター、小荷物専用昇降機の範 囲の見直し

施行日:令和7年11月1日

改正前、工場等に設置される簡易リフトは、労働安全衛生法と建築基準法のどちらも 遵守する必要がありました。しかし、労働安全衛生法上は緩和を受けられる簡易リフト に分類されても、建築基準法上では通常のエレベーターと同じ基準が適用されることか ら、簡易リフトは建築基準法への適合が課題となることがありました。

法改正により、労働安全衛生法で規定される簡易リフトは、建築基準法の対象から除外されることとなります。これによって、簡易リフトは「労働安全衛生法」のみ満たせばよいこととなります。

建築基準法施行令129条の3第1項一号(適用の範囲)



新

一 人又は人及び物を運搬する昇降機(次号に掲げるものを除く。)並びに物を運搬するための昇降機<u>(労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第一条第九号に規定する簡易リフトを除く。第三号において同じ。)</u>でかごの水平投影面積が1㎡を超え、又は天井の高さが1.2mを超えるもの(以下「エレベーター」という。)

2 建設業法

施行日:令和7年2月1日

近年の建設工事費の高騰を踏まえ、特定建設業の許可、監理技術者の配置等の金額要件が見直されました(建設業法施行令第2条、第7条の4、第27条、第31条2項)。

金額要件		現行	改正後
特定建設業の許可を要する	建築工事業以外	4,500万円	5,000万円
下請代金額の下限	建築工事業	7,000万円	8,000万円
施工体制台帳等の作成を要する	建築一式工事以外	4,500万円	5,000万円
下請代金額の下限	建築一式工事	7,000万円	8,000万円
専任の監理技術者等を要する	建築一式工事以外	4,000万円	4,500万円
請負代金額の下限	建築一式工事	8,000万円	9,000万円
特定専門工事の対象となる下請代金額の上限		4,000万円	4,500万円

	建築一式工事以外 (専門工事業)	建築一式工事 (建築工事業)
① 特定建設業の許可 (業法3条1項、6項)		
② 監理技術者の配置要件等 (業法26条2項)	下請代金 5,000万円以上	下請代金 8,000万円以上
③ 施工体制台帳の作成・備置 ④ 施工体系図の作成・掲示 (業法24条の8)		0,000 万円以上
現場に専任の主任技術者or 監理技術者の配置要件 (業法26条3項:原則)	請負代金 4,500万円以上	請負代金 9,000万円以上
特定専門工事の対象 (業法26条の3第2項)	下請代金 4,500万円未満	

5,000 8,000 4,500 9,000 監理技術者がごっそりやめて 専任は仕事がきゅうきゅう

<参考>

①主任技術者

- ・元請、下請に関わらず、また、請負代金の額に関わらず、どんな現場でも、原則として、 建設業者が置かなければならない「工事の施工の技術上の管理」をつかさどる者。
- ・「工事の施工の技術上の管理」とは、具体的には施工計画の作成、職人の指導、監督等 をいう。
- ・作業主任者(職人のリーダー)とは違う。

②監理技術者

- ・主任技術者の上位技術者。
- ・下請契約の請負代金の額が5,000万円 (建築一式工事の場合は8,000万円) 以上の場合に、 元請業者が主任技術者に代わる上位技術者として置かなければならない技術者。
- ・下請業者を適切に指導、監督するという総合的な役割をもつ。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)

施行日:令和7年6月1日

施設の利便性や安全性を一層向上させることを目的に、便所、劇場等の客席及び駐車場に関する具体的な基準が見直されました。

1 便所に係る義務基準及び誘導基準の見直し

(令14条、誘導基準9条)

(1) 建築物移動等円滑化基準

改正前は、建築物移動等円滑化基準に適合させる場合、「不特定かつ多数の者が利用し、 又は主として高齢者、障害者等が利用する便所(これを「不特定多数利用便所」といい ます。)を設ける場合には、車椅子使用者用便房を設けること」と規定され、便所を設 置する階や数の定めはありませんでした。

この規定について、2つの内容が法改正されました。

①不特定多数利用便所の設置(令14条1項)

法改正により、不特定多数利用便所の個数については、不特定多数が利用する階の 数以上必要となりました。

②車椅子使用者用便房の設置(令14条2項)

車椅子使用者用便房とは、車椅子使用者が円滑に利用できる構造とした便房のことで、手すりの設置や十分なスペースを確保する必要があります。

法改正により、不特定多数利用便所を設ける階には、原則として、当該便所のうち 1以上に車椅子使用者便房を1以上設ける必要があります。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令14条 (便所)

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 便所内に、車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房(以下「車椅子使用者用便房」という。)を1以上設けること。
- 二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。
- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器 のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受 け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けなけ ればならない。



不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する**便所**は、これらの者が当該便所を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める配置の基準に従い、これらの者が利用する階(当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。) の階数に相当する数(床面積が $1\,\mathrm{Tm}$ を超える階がある場合にあっては、当該数に当該階の床面積に応じて国土交通大臣が定める数を加えた数)以上設けるものでなければならない。

- 2 前項の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上(当該階の床面積が1万㎡を超える場合にあっては、当該床面積に応じて国土交通大臣が定める数以上)に、車椅子使用者用便房(車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。以下同じ。)を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上。以下この項において同じ。)設けなければならない。ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階(第19条第1項第一号及び第2項第五号イにおいて「地上階」という。)であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 3 前項に定めるもののほか、第1項の規定により設ける便所のうち1以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の**水洗器具**を設けた便房を1以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設けなければならない。
- 4 前2項に定めるもののほか、第1項の規定により設ける便所であって**男子用小便器**を設けるもののうち1以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。

新

旧

(2) 建築物移動等円滑化誘導基準

建築物移動等円滑化誘導基準においても、便所の設置に関して法改正によって見直さ れました。多数の者が利用する便所内又は近接する位置に車椅子使用者用便房を設ける 必要があります。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び 配置に関する基準を定める省令9条(便所)

多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 **多数の者が利用する便所内**に、車椅子使用者用**便房**を1以上(当該車椅子使用者用 便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上。以下こ の号において同じ。) 設けること。ただし、車椅子使用者用便房を1以上設ける便 所が当該多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者 が車椅子使用者用便房を円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定 める場合は、この限りでない。
- 二 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるも のであること。

イ 幅は、80cm以上とすること。

- ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉 して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 2 多数の者が利用する便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上に、高齢者、障 害者等が円滑に利用することができる構造の**水洗器具**を設けた便房を1以上(当該便房 に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上) 設けなければな らない。
- 3 多数の者が利用する便所であって**男子用小便器**を設けるものを設ける**階**においては、当 該男子用小便器を設ける便所のうち1以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け 口の高さが35cm以下のものに限る。) その他これらに類する小便器を1以上設けなけれ ばならない。

<参考>

新

- ・「建築物移動等円滑化誘導基準 | とは、認定を受けるために満たすべき基準である(法17条3 項一号)。
- ・法17条の「認定」とは、所管行政庁からより高度なバリアフリー化を認められることで、そ の表示、容積率の緩和、整備費の助成などの支援措置を受けられるものである。
- ・認定及び建築物移動等円滑化誘導基準は、義務でも努力義務でもない。

2 駐車場に係る義務基準及び誘導基準の見直し

(令18条、誘導基準12条)

(1) 建築物移動等円滑化基準

改正前は、建築物移動等円滑化基準に適合させる場合、「駐車場を設ける場合、その うち1以上に、車椅子使用者用駐車施設を1以上設けること」と規定され、どんなに大 規模な駐車場であっても、車椅子使用者用駐車施設の数は1で適合していました。

法改正により、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する 駐車場には、次の数の車椅子使用者用駐車施設を設ける必要があります。つまり、大規 模な駐車施設には複数の車椅子使用者用駐車施設が必要になるということです。

駐車場に設ける駐車施設の数	車椅子使用者用駐車施設の数
200以下	駐車施設の数の2%以上
200を超える	駐車施設の数の1%以上+2以上

※1未満の端数は切り上げ

また、車椅子使用者用駐車施設は所定の条件を満たした機械式駐車場でも認められることが、法文に明記されました。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令18条(駐車場)

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場 旧 合には、そのうち1以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車 椅子使用者用駐車施設」という。)を1以上設けなければならない。



不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設(車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。)を設けなければならない。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

新

- <u>当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号及び次号において同じ。)が200以下の場合当該駐車施設の数に2/100を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、</u>その端数を切り上げた数)
- 二 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合

当該駐車施設の数に1/100を乗じて得た数(その数に1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2 を加えた数

(2) 建築物移動等円滑化誘導基準

建築物移動等円滑化誘導基準も、法改正によって見直されました。多数の者が利用す る駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設数の2%以上の車椅子使用者用駐車施設を 設ける必要があります。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び 配置に関する基準を定める省令12条(駐車場)

多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設 ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数)に2/100を乗じて得た数(その 数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上の車椅子使用者用駐車施設 を設けなければならない。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐 車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降 することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用す る上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

3 劇場等の客席に係る義務基準の新設及び誘導基準の見直し

(令15条、誘導基準9条の2)

(1) 建築物移動等円滑化基準

新

法改正により、新設された内容です。劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会 堂(劇場等)の客席には、車椅子使用者用部分を設ける必要があります。

令15条により、設置すべき車椅子使用者用部分の数は次のとおりです。

客席に設ける座席の数	車椅子使用者用部分の数
400以下	2以上
400を超える	座席の数の0.5%(1/200)以上

※1未満の端数は切り上げ

さらに、劇場等の客席の出入口から車椅子使用者用部分との間の1以上の経路は、令 19条2項に定める移動等円滑化経路としなくてはなりません。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令6条七号(建築物特定施設)

七 劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂(第15条において「劇 設 場等 | という。) の客席

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令15条(劇場等の客席)

劇場等の客席には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用部分(車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。第19条第1項第一号において同じ。)を設けなければならない。

新設

- 一 当該客席に設ける座席の数が400以下の場合
- 二 当該客席に設ける座席の数が400を超える場合当該座席の数に1/200を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令19条1項一号(移動等円滑化経路)

建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(以下「利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」 という。)から当該利用居室までの経路(直接地上へ通ずる出入口のある階(以下この条において「地上階」という。)又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)



建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(以下「利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室までの経路 (当該利用居室が第15条の劇場等の客席である場合にあっては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路(以下この項及び第23条において「車椅子使用者用経路」という。)を含み、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)

(2) 建築物移動等円滑化誘導基準

建築物移動等円滑化誘導基準においても、設置する数も増え、基準が厳しくなります。

設置すべき誘導基準適合車椅子使用者用部分の数は次のとおりです。

客席に設ける座席の数	誘導基準適合車椅子使用者用部分の数
100以下	2以上
100を超え、200以下	座席の数の2%以上
200を超え、2,000以下	座席の数の1%+2以上
2,000を超え	座席の数の0.75% + 7以上

※1未満の端数は切り上げ

さらに、劇場等の客席の出入口から誘導基準適合車椅子使用者用部分との間の1以上 の経路は、省令3条に定める経路としなくてはなりません。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令9条の2(劇場等の客席)

劇場等の客席には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分(車椅子使用者用部分であって、車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造であることその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。次項及び第17条第1項第六号において同じ。)を設けなければならない。

一 当該客席に設ける座席の数が100以下の場合

新設

- 二 当該客席に設ける座席の数が100を超え、200以下の場合 当該座席の数に 2/100を乗じて得た数 (その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)
- 三 当該客席に設ける座席の数が200を超え、2,000以下の場合 当該座席の数に1/100を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数
- 四 **当該客席に設ける座席の数が2,000を超える場合** 当該座席の数に75/1万を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に7を加えた数
- 2 前項の誘導基準適合車椅子使用者用部分は、劇場等の客席に設ける座席の数が200を超 える場合には、2箇所以上に分散して設けなければならない。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び 配置に関する基準を定める省令3条1項(廊下等)

旧 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。



多数の者が利用する廊下等 (第9条の2第1項の劇場等の客席の出入口と同項の規定により 設ける誘導基準適合車椅子使用者用部分との間の1以上の経路(以下「車椅子使用者用経路」 という。) を構成する廊下等を含む。) は、次に掲げるものでなければならない。